

## 既存添加物名簿の一部を改正する告示の概要

令和 7 年 8 月  
消費者庁食品衛生基準審査課

### 趣 旨

- 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第12条において、添加物（天然香料及び一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものを除く。）については、人の健康を損なうおそれのない場合として内閣総理大臣が食品衛生基準審議会の意見を聴いて定める場合を除き、販売等を行ってはならないこととされている。
- ただし、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成7年法律第101号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により、改正法の公布当時、我が国において広く使用されており、長い食経験があるもの（以下「既存添加物」という。）については、例外的に法第12条の規定を適用せず、その使用、販売等が認められている。既存添加物については、既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）にその名称が記載されている。
- 改正法附則第2条の3の規定により、内閣総理大臣は、既存添加物について、その販売等の状況からみて、当該添加物並びにこれを含む製剤及び食品が現に販売の用に供されていないと認めるときは、当該添加物の名称を記載した表（以下「消除予定添加物名簿」という。）を作成することができ、これを公示しなければならないとされている。
  - ※ 同条第3項及び第4項の規定により、何人も、消除予定添加物名簿に関し、訂正する必要があると認めるときは、公示の日から6月以内に限り、その旨を申し出ることができ、内閣総理大臣は、その申出に理由があると認めるときは、その申出に係る添加物の名称を消除予定添加物名簿に追加し、又は削除することとされている。
- 同条第5項の規定により、内閣総理大臣は、公示の日から1年以内に、消除予定添加物名簿に記載されている添加物の名称を既存添加物名簿から消除しなければならないとされている。なお、消除された添加物は、法第12条の規定に基づき添加物としての指定が改めてなされない限り、添加物としての販売等が禁止される。
- 今般、令和6年9月5日に消除予定添加物名簿（令和6年消費者庁告示第11号）が公示されたことを受け、所要の措置を講ずるもの。

### 改正の概要

令和6年9月5日に公示した消除予定添加物名簿に記載されている添加物31品目を、既存添加物名簿から消除するもの（「レイシ抽出物」はその一部を消除）。

※ なお、申出を踏まえ、「イナワラ灰抽出物」は消除予定添加物名簿から消除を行った。

### 施行期日

告示の日（令和7年8月25日）